

大阪市規則第62号

大阪市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

大阪市生活保護法施行細則（昭和31年大阪市規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下法という。）の施行については、生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）<u>及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下施行規則という。）</u>に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。</p> <p>[削る]</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下法という。）の施行については、生活保護法施行令（昭和25年政令第148号。<u>以下施行令という。）</u>及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下施行規則という。）に定めるものの外、この細則の定めるところによる。</p> <p>(指定医療機関の指定等の申請)</p> <p><u>第19条</u> 法第49条の2第4項（法第49条の3第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第49条の2第1項の申請をする病院若しくは診療所（施行令第4条各号に掲げるものを含む。）又は薬局（以下病院等という。）の開設者は、所定の申請書を当該病院等の所在地を所管する保健福祉センター所長を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(指定介護機関の指定に係る介護機関の別段の申出等)</p>

<p>[削る]</p>	<p><u>第20条</u> 前条の規定は、法第54条の2第2項ただし書の規定による別段の申出について準用する。この場合において、前条中「申請書」とあるのは「申出書」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前条の規定は、法第54条の2第4項において準用する法第49条の2第4項において準用する同条第1項の申請について準用する。</p> <p>(指定助産機関及び指定施術機関の指定の申請)</p>
<p>[削る]</p>	<p><u>第21条</u> 法第55条第2項において準用する法第49条の2第1項の申請をする助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師（以下施術者という。）は、所定の申請書とその住所地（助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、当該助産所又は施術所の所在地）を所管する保健福祉センター所長を経由して、市長に提出しなければならない。</p>
<p><u>第19条～第30条</u> [略]</p> <p>第1号様式（<u>第29条</u>関係）</p> <p>[様式 略]</p> <p>[備考 略]</p> <p>第2号様式（<u>第29条</u>関係）</p> <p>[様式 略]</p> <p>[備考 略]</p>	<p><u>第22条～第33条</u> [同左]</p> <p>第1号様式（<u>第32条</u>関係）</p> <p>[様式 同左]</p> <p>[備考 同左]</p> <p>第2号様式（<u>第32条</u>関係）</p> <p>[様式 同左]</p> <p>[備考 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。